

平成23年 第3回 築上町議会定例会会議録(第2日)

平成23年9月7日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成23年9月7日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第70号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第2 議案第71号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第3 議案第72号 平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第73号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第74号 平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 認定第1号 平成22年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第2号 平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第3号 平成22年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第4号 平成22年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第5号 平成22年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第6号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第7号 平成22年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第8号 平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第9号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第10号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第11号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第12号 平成22年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第13号 平成22年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第75号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第76号 訴訟事件の和解について
- 日程第21 議案第77号 町道路線の認定について
- 日程第22 発議第7号 築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

(追加分)

日程第23 議案第80号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第4号)について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第70号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第3号)について

日程第2 議案第71号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第3 議案第72号 平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

日程第4 議案第73号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第5 議案第74号 平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第6 認定第1号 平成22年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第2号 平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第3号 平成22年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第4号 平成22年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第5号 平成22年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第6号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第7号 平成22年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第8号 平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第9号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第10号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第11号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第12号 平成22年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第13号 平成22年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 議案第75号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議案第76号 訴訟事件の和解について

日程第21 議案第77号 町道路線の認定について

日程第22 発議第7号 築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

(追加分)

日程第23 議案第80号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第4号)について

出席議員(16名)

1番 小林 和政君	2番 宮下 久雄君
3番 丸山 年弘君	4番 工藤 政由君
5番 工藤 久司君	6番 有永 義正君
7番 吉元 成一君	8番 田村 兼光君
9番 塩田 文男君	10番 西畑イツミ君
11番 塩田 昌生君	12番 中島 英夫君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君
15番 武道 修司君	16番 西口 周治君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君                      書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 新川 久三君    副町長 ..... 八野 紘海君  
 教育長 ..... 神 宗紀君  
 会計管理者兼会計課長 ..... 川崎 道雄君  
 総務課長 ..... 吉留 正敏君    財政課長 ..... 則行 一松君  
 企画振興課長 ..... 渡邊 義治君    人権課長 ..... 松田 洋一君  
 税務課長 ..... 田村 一美君    住民課長 ..... 平塚 晴夫君  
 福祉課長 ..... 高橋 美輝君    産業課長 ..... 中野 誠一君  
 建設課長 ..... 中川 忠男君    上水道課長 ..... 加來 泰君  
 下水道課長 ..... 古田 和由君    総合管理課長 ..... 吉田 一三君  
 環境課長 ..... 永野 隆信君    農業委員会事務局長 ... 田村 幸一君  
 商工課長 ..... 久保 和明君    学校教育課長 ..... 田中 哲君  
 生涯学習課長 ..... 田原 泰之君    監査事務局長 ..... 石川 武巳君  
 清掃センター長 ..... 田村 修乃君

午前10時00分開議

議長(田村 兼光君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

#### 日程第1. 議案第70号

議長(田村 兼光君) 日程第1、議案第70号平成23年度築上町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 2点、お聞きしたいというふうに思います。

まず最初に、ページ9ページで町債のところですが、臨時財政対策債で6,000万円の減額というふうになってます。過去、何度か町長とは、この臨時財政対策債に対して、借金だ、借金じゃないんだというふうなことで、よく論議を過去もした経緯がありますが、私は基本的に、これ借金だというふうにちょっと思ってるわけでございます。ところが町長は今まで、これ借金ではない、今度、この減額ということがですね、借金でなければ、なぜ減額をされたのか。減額をされた理由とですね、ほかに当然費用的な物が出たから、無理して、ここに臨時財政対策債を借る必要性がなかったんだろうというふうには思うんですが、内容について、お聞きしたいというふうに思います。

それともう1点、今度は歳出の分です。ページ12ページの総務費。戸籍住民基本台帳の費用なんですけど、これ毎回同じようにシステムの関係で大きな 住民課やない、総務費。総務費。で、そのシステムの関係で、毎回、大きな金額かかってきてるわけなんですけど、今回も2,500万という金額が上がってきてます。かなり大きなシステム変更ということになると思うんですが、内容的なものを教えていただきたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 担当課長。

財政課長(則行 一松君) 財政課、則行でございます。議員さんから質問のございましたページ9ページ、22款1項1目総務債の中の臨時財政対策債でございますが、この分につきましては、財源不足部分について、国が補てんできない部分についての2分の1を起債で借りて、その起債の元利償還金の100%、これは理論償還になりますが、この部分は後年度に交付税の中で算入されます。よって、実質的には町村の負担はないものと考えております。(発言する者あり)これが今回減額になりました理由といたしましては、当初の予算計上時、この分につきましては、前年度比20%の減額ということで計上いたしておりました。この部分につきましても、国のほうの地財計画、この部分で総額が20%減額になるということで、20%の減額で予算を計上させていただいておりましたけども、交付税の算定期間と同時期に臨時財政対策債の発行限度額につきましても計算をするようになっております。それによりまして計算した結果が本年度4億702万円とい

うことになりまして、当初予算に比べまして、6,000万円の減額をいたしております。この臨時対策債といたしましては、対前年比よりも相当額減っておりますが、この部分につきましては、算入の中身の対象となります人口の減。この部分の減額が地財よりも大きく減額になった原因と考えております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 住民課長。

住民課長(平塚 晴夫君) 住民課の平塚でございます。よろしくお願いいたします。

12ページの2款3項1目戸籍住民基本台帳費のシステム導入委託料について御説明をいたします。

平成21年の7月15日に外国人住民の利便性の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、住民基本台帳の一部が改正する法律が公布されております。

内容といたしましては、外国人住民の住民基本台帳法の適用対象に加えるというもの。それと、他の市町村に住所を移した場合、現在、公布をしております住民基本台帳カードを引き続き使用できるようにするというような内容でございます。

施行期日につきましては、法律の公布後3年以内の政令で定める日ということになっております。したがって、平成24年7月までには施行されることとなります。これにより、基幹系及び住基ネット系のシステム改修の委託料を計上させていただいております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) まず、総務費なんですけど、これは基本的に住民課のほうの対応ということではないんですかね。そしたら担当委員会なんで、担当委員会で十分審議させてもらいたいと思うんですが。この付託で行くと、これ総務委員会になると思うんですよね。これはどうなるんですかね。なければ、今、質疑をさせてもらいますが、担当委員会に付託をされるのであれば、質疑をやめます。

議長(田村 兼光君) 総務委員会、「厚文」と呼ぶ者あり)厚文か。

議員(15番 武道 修司君) 厚文でいいですか。

議長(田村 兼光君) 厚生文教。

議員(15番 武道 修司君) なら、厚文のときに、この分は質疑をさせていただきますんで。

先ほどの臨時財政対策債なんですけど、基本的に私は、今回、経常収支比率も88.1%ですかね、内容的な、財政的によくなった原因がこれに反映されたのかなというふうに思ってたんですが、今、お話の中で聞くと、人口減がメインだというふうな感じで、今、ちょっとあったんですが、この臨時財政対策債で、経常収支比率等ですね、町の財政的な内容よりも人口減のほうが減額になったメインということなんですかね。もう一度、お聞きしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) お答えいたします。臨時財政対策債につきましては交付税と同じような考え方で、

交付税で不足する部分について、臨時財政対策債を発行して、町村の運営を図りなさいという考え方に立っております。交付税の算定基礎の中にも、交付税の単位費用のベースが、大体人口規模で言いますと10万人規模の市町村を中心に見込んでおります。その部分で、うちのように人口2万人というところにつきましては、行政運営の効率が悪いということで割り増しがされております。臨時財政対策債につきましては、今年度、さきに申しましたように、国の知財計画の中では20%の減額ということが出ておりますが、実質的には、ベースとなります、その人口ですね、その部分が平成17年の国勢調査の人口から平成22年の調査の国調人口に変わったことに伴います人口減による影響額が通常よりも多大に出たということで、本町におきましては、知財は20%ですけども、実質的には30%の減額が生じたというふうに考えております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) いいですか。(「いいです、はい」と呼ぶ者あり)ほかにありませんか。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) ちょっと勉強させてもらいたいんですけど、臨時、何とか、今、対策債ちゅうことなんですけど、これは合併の際に起債、合併の際に起債を受けた、あの金とはまた別問題。その場で答えて。そこで、うんか、イエスカ、ノーかでいいけど。その場で、違うか、首振るか。(「違います」と呼ぶ者あり)違うの。じゃあ、何の金か、何年の起債を繰上償還するのかちゅうのは、わからん、よくわからんけど。昔はこういうのなかったよね。(発言する者あり)人がしゃべりよるのにさ、最後までしゃべらせ。そこで交付税で返ってくる。交付税で返ってくると、要するに、起債をすれば交付税で返ってくる。また、今度、過疎債を受けるような町になったやろうと思うけど、以前と償還率が変わったやろうと思うけど。その辺、過疎債を借りた場合の償還は以前とどれくらい変わったのかということと、このやつは、この金は何なんか、もう1回詳しく説明してもらいたい。要するに交付税で返ってくるって、これは町長に聞きたいけど、僕が町長しよる間、これを返せば、交付税で返ってくると、実感があるかないかだね、これ。これ、ずっと交付税の推移を見てみたら、ほとんど40数億で、ほとんど地方交付税の動きがないような感じでできとる。だから、ここで2億何ぼ返したら、これを償還した次は交付税がぐんと2億ふえないかと思うけど、恐らく、そんなことはないんやないかと思うけど。こういう実感ね、これを返した、交付税で返ってくるちゅうとこの、ことを実感できる、できるんかな。財政課長。ちょっと、その辺を聞きたいんやけど。

もう1点、これは、漁港建設費。これを補正してますけど、大した金やない。1,300万ぐらいやけど。これは、僕は資料要求した中でベスト10、執行残のベスト10の中に ちょっと、これ、資料がいっぱいあるけん。探し当てきらんのやけど。ここに漁港の何とかの執行残かなり残ってたけど、もう漁港は終わったんやないかと思うんやけど。宇留津の漁港。それとは違う、また漁港を計画しとるのかどうか。その辺聞きたいと思えます。

以上。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 議案に関係ある分だけお答えしたいと思いますけれども、臨時財政対策債と。これは

本来、交付税をもらうべきお金を国が交付税を出せないということで起債を許可する額で、当初予定したより6,000万少なくなったということで、これは借った金を返すわけじゃございません。今、あなたは借った金を返すというような質問したんで、返すわけじゃございません。借るのを少なくするという。当初予定よりも国の起債の許可が少なくなると。いわゆる交付税との対比です、交付税で措置できないものを臨時財政対策債で国が財政お膳立てしてくれるという金でございます。それで返すときには100%元利等も見てもらえるということで、これは武道議員ともずっと前からして、武道議員は借金と。これは当然借金ですけれども、返すときには元利とも100%見てもらえるという形で、私は借金であって借金ではないというふうな主張をしておった金でございます。あとの過疎債とか、これはちょっと議案に関係ないんで、あとの委員会のときに聞いていただければいいと思いますけどですね。

あと、漁港の分は、これは椎田漁港が台風等で越波するんで、この分を高い波が来ても、少しでも食いとめようかと。こういう形で、椎田漁港の改修。漁港周辺の堤防をかさ上げる経費でございます。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 説明聞いて、少しわかったんやけど。おれが聞いたのはそうじゃなくて、100%戻さんでいいと。100%、要するに国からの、ちょっと出てこんです、名前は。交付税で返ってくると。100%返ってくるのは返ってくるって、いつもそう言うけど。実感が持てるかっちゃうことなんよ。だから、ここで2億、ことし返したと。今、46億もらいよる交付金が来年は48億になるかと。そういうことは恐らくないと思うんよね。だから、そういうことを実感できるかっちゃうことを聞きよる。どうですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) これはですね、ちゃんと、そういう規定になっておるんで実感できますし、これを借りなければ、交付税、本当はもらわないかんけど、交付税はもらえない分を、この分が臨時財政対策債ということで措置してもらえるんです。これは、当然実感はできます。

議長(田村 兼光君) いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)ほかにございませんか。西畑さん。

議員(10番 西畑イツミ君) ページ16ページ、6款(「マイク、マイク」と呼ぶ者あり)済みません。

ページ16ページの6款1項2目19節の自治公民館整備補助金90万6,000円が上がっておりますが、これの内訳を教えてほしいと思います。また、地元負担がこれはあるのか、どうか。

次に、ページ17ページの6款1項5目の19節。県営事業負担金が上がっております。ため池等整備事業負担金480万円はどこのため池で、どういうことをされるのかを説明願いたいと思います。

また、もう1点。ページ19ページの7款1項3目11節の印刷製本費が116万5,000円上がっておりますが、これは何をつくるための印刷製本でしょうか。

以上、3点お願いいたします。

議長(田村 兼光君) 中野課長。

産業課長(中野 誠一君) 産業課、中野です。西畑議員の質問にお答えいたします。

6款1項2目19節の負担金・補助及び交付金、自治公民館整備補助金でございます。90万6,000円計上しておりますが、これは昨年もございましたが、西角田財産区の配分金を自治公民館の整備の地元負担金に充当するものでございまして、今回、私のところで予算化しておりますのは石堂と有安の2つの自治公民館。石堂のほうは給水ポンプの取りかえ、有安が雨戸、玄関、網戸改修、それから冷蔵庫、ガスレンジ等の改修に地元負担金を充当する分に対しての西角田財産区の配分金を補助金として支出いたします。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 建設課長、中川君。

建設課長(中川 忠男君) 建設課、中川です。西畑議員の質問にお答えします。

17ページの6款5目の19節負担金・補助及び交付金でございます。県営事業の負担金ということで、ため池等改修事業の負担金。これは鑑池を県営事業で改修するにあたり、調査設計費の地元負担金、町の負担金でございます。県が50%、町が50%です。

以上でございます。

商工課長(久保 和明君) 商工課の久保です。

19ページ、7款1項3目観光費の11需用費、印刷製本費の116万5,000円でございますが、これにつきましては、築上町が合併しまして、ガイドマップ作成のための増刷分の印刷費と、それと築上町の観光PR用の紙袋の印刷ということで、合計116万5,000円の印刷費を計上させていただいております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 今のガイドブックの増刷分と言われましたが、これは振り仮名をつけていただけるのでしょうか。例えば、寒田を読み切らない場合とか、櫛原をなかなか読めないんで。そういう部分については、振り仮名というんですか、つけていただけるのでしょうか。

議長(田村 兼光君) 商工課、久保君。

商工課長(久保 和明君) まだ中の詳細の印刷については決定しておりませんので、それを考慮しながら、検討してまいります。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) この観光のガイドマップに不備な点が、多分前の議会で指摘されてると思うんですよ。そのときに、振り仮名をつけるというふうなことを言われておりましたので、ぜひ、これは、ガイドマップの増刷分については振り仮名をつけてほしいと思いますので。

それから、このPR用の紙袋ですが、前回の築上町のマークを重点に置いた紙袋だったんですが、それを変更するということでしょうか。

議長(田村 兼光君) 久保君。

商工課長(久保 和明君) この紙袋ですが、現在、訴訟等が上がってます写真等が印刷されておりまして、一部、大と小がありますけど、大のほうはちょっと訴訟の和解が解決するまで使用できないということで、小のほうは、その上に写真を張りつける等して、その訴訟写真に関係ない写真を張りつけて、それを今まで使用していましたが、その分につきまして在庫がなくなりましたので、今回、その小の部分の袋を印刷して使用するということで計上しております。

議長(田村 兼光君) いいですか。(発言する者あり)ほかにございませんか。工藤君。

議員(5番 工藤 久司君) ページ15ページ、4款1項4目19節の負担金。これは太陽光の補助ということで、ここにも附属資料で、上限20万ということで上がっておりますが、今後の計画をまずお聞きしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 環境課長、永野君。

環境課長(永野 隆信君) 福島原発事故以降ですね、安全安心で優しい自然エネルギーを使おうという町民の声高まっております。それで今回、15件の20万円で300万円計上しておりますが、応募状況によりまして、今年度も補正等の検討してまいりたいというふうに思っておりますし、来年度予算につきましては、それらを勘案しながら計上してまいりたいというふうに思っております。

議長(田村 兼光君) 工藤君。

議員(5番 工藤 久司君) 恐らく、今、課長が言われるように、応募が多いんじゃないかなと思います。いろいろそういう形で環境云々というのは町民関心あることですし、こういう制度ができるということはいいことだと思いますんで、応募の方法によっては、この予算では足りなくなるんじゃないかなと思います。そのあたりを応募の条件見ながら、対応していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

議長(田村 兼光君) いいですか。ほかにございませんか。西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 企画費の中で、10ページですかね。補助金でコミュニティ事業助成金とありますが、これ、どういうふうな企画をされてるか、中身を聞かせてください。

議長(田村 兼光君) 渡邊企画課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課、渡邊でございます。ページ10ページの2、1、6、企画費の補助金コミュニティ事業助成金でございます。

これは、交付先は臼田自治会となっております。中身は、みこしの台車、紅白の幕、はっぴ等々、祭りに使う備品でございます。

なお、申請団体につきましては5団体ありましたけれども、1団体の採択にとどまっております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) これは毎年同じような状況で、希望があれば、順次やれるというふうな事業ですかね。

議長(田村 兼光君) 渡邊課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) これは原資といいますか、宝くじの配分といいますか、事業でございまして、毎年、二、三団体の採択いただいております。もう既に順番待ちのような状態ですけれども、非常に国の予算が縮減されてございまして、今後については、ちょっと不明でございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、厚生文教、産業建設、総務、それぞれの常任委員会に付託します。

#### 日程第2. 議案第71号

議長(田村 兼光君) 日程第2、議案第71号平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。工藤議員。(発言する者あり)ああ、そうですか、はい。

これは厚文のほうですので、委員会でするように条例でなっているそうです。

ほかにありませんか。(「はい。言ったらいいの」と呼ぶ者あり)委員会をお願いします。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第3. 議案第72号

議長(田村 兼光君) 日程第3、議案第72号平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第4. 議案第73号

議長(田村 兼光君) 日程第4、議案第73号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第

2号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第73号は、厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第5. 議案第74号

議長(田村 兼光君) 日程第5、議案第74号平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第74号は、厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第6. 認定第1号

議長(田村 兼光君) 日程第6、認定第1号平成22年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。どっちが先か。工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 昨年度もそうだったんですが、今年度も決算書を見ると、不納欠損、それと収入未済額が上がっております。昨年も言ったと思うんですが、努力する中でこういう結果だったとは思いますが。しかし、やっぱり、未収額が毎年のようにあり、また不納欠損をしていくという状況をですね、昨年、どのような努力をして、こういう結果だったのかをお聞きしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 税務課長、田村君。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。昨年も同様、前回、両方合わせて、1億5,000万ぐらいありましたけど、今回は3,300万円ぐらいだと思うんですけど、担当含めて、預金の差し押さえとか、もう5年経過したものと、それと3年執行停止の分、即欠損の分、当然、生活保護に落ちる方もいますから、などを勘案して、不納欠損のやつの進めています。

以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 収入未済額についても、これが後の不納欠損というような形につながるのであれば、今言う、生活保護云々とかいうのもあるんでしょうけども、差し押さえ等というのも、もう少し厳しくというか、やっていかないと、これ、払わなければ、どうだ、こうだみたいな話にもなるような気がしますし、苦しい中

で、きちっと払ってる方もおるわけですから、そのあたりっていうのは、今のままでいいのか。やっぱ、もっと手を加える。また、しっかり考えてですね、徴収にしろやっていくべきだろうと思います。

そのあたり、もう一度、町長の意見を聞かせてください。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 実務は税務課のほうでやってもらっていますが、私としては、税務課長に指示をしますね、とにかく時効にならないような措置。そして、差し押さえる、滞納者ですね。滞納者でも滞納金額を誠意をもって月々分納。それから年間計画を立て、それから全体計画を立て、分納をちゃんとする人は、これは差し押さえまでいかなのでも、一応、それはそれで、ちゃんと履行しておるという形になれば、そこは。しかし、差し押さえという形になれば、誠意のない人。これはもう一切、徴収に行っても、何もうだつが上がらないという形になれば、当然、財産があれば、差し押さえ。そして、動産、不動産、問わずですね。最後は、勤務場所がわかれば、給与の差し押さえまでもという形でやっておるところもございましてですね。それはそれで御理解願いたい。以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。ほかにございせんか。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) この決算全般から見て、決算総額100億、107億か。大体、これぐらいの予算規模ですと合併以降は推移しているようですが、椎田町単独でやっても、70億、80億の予算。築城が50億組んでましたから、120億ぐらいの予算規模かなと思ったら、意外と少なかった。これは、それはそれでいいんですけど、この100億前後の総予算で推移しているようですが、要するに何が言いたいかちゅうと、何もしてないから予算規模が小さいんじゃないかと。何もしてない。何もしてないというわさは聞いてましたが、今回の決算書見ても、何か特徴のあるもの。この町、築上町が独自でこういう事業を行って、住民に利便性を感じさせているとか、何か工夫が見られているというような点が何一つない。こういう、この程度の予算なら、幼稚園の生徒、子供でも組めるんじゃないかというみたいな予算を組んでます。それもね、仕方がないと思う、と思うのは、これ最初からの合併してからの収支比率見ても100超えてる年が2つある。100超えた年が2つあって、九十七、八が1個あって、あと90台。ことし初めて80台だと。これは椎田町単独でやりよったら、90超える、100を超えるちゅうけどもさ、考えも及ばん話。100を超えるっつうことは破綻しとるってことになるんですよ。わかりますか。それは当然だれでもわかるやろうけど。100を超えるっつう数字あり得ん。しかし、100を2年間、100を超えた数字を乗り切ってきた。これは何もできん。何もできん。その何もできんのがいまだに続いて、何もしてないというような予算。何の工夫もない。何の色もついてないような予算計上をしているのが非常に残念でなりません。

また、今回の決算見ても交付税を大体横並び。また、地方税。相変わらず、財政力指数が0.3程度なら、もう町、0.4超えないと地方税が人件費、自分の税収よりも人件費のほうが上だと。上回る。この状況がずうっと未来永劫続いていくのは間違いないと思う。こんなんがいつまで続くかと思って、僕はもう合併の方向。それも大きな合併の方向しかもうないというふう。やっぱり、財政力指数が最低、県の平均がその当時4.4や

ったけど、今回も0.37、3か、0.3。大体この辺じゃないかと思うけど、やっぱり、これはあした言いますけど、こういう合併をしたばっかりに、いつまでたっても、自分ところに入る税収よりも職員の給料のほうが上回っていると。こういう状況がいつまでもいつまでも続いたら、決していい町にはならんというふうに、僕はそう思っています。

それとまた、今回の決算で公債費比率、18.2。これもね、18.2ったら、黄色信号付近。もう20になるとアウトですから。もう黄色信号付近。僕は椎田町預かってるときも、18まで行ったことはない。次の起債制限比率。これが何ぼか。起債制限比率が15。これもね、15を超えると危ないっていうふうに僕は認識してまんですけど。あんたたち認識が違うかもしれんけど。大体、12、13。この辺で推移せないけんのが、15。これも驚くべき数字ですけど。経常、一般の収支比率。もう90超えると、これも黄色信号。黄色信号を今まで続けてきて、やっと88の、88。僕は7年間町政預かって、1回92になったことある。そのときは危機感感じた。しかし、その後は、80、90を切ったことは、90をずっと切ったと思う。しかし、今度は最初に、今、財政が安定したというような行政報告をして、(発言する者あり)何。また、言わせんとか言うんやない。違うん。いいの。  
議長(田村 兼光君) 簡素化に。ぱつと言うて、ほいで、要点だけ言うたら、説明してもらって。あした委員会があるけ、そのとき、また、ぱりつとやっちょくれ。

議員(4番 工藤 政由君) いや、これ、所管の委員会じゃない。財政は総務や。財政は総務でしょ。(発言する者あり)財政は総務でしょ。

議長(田村 兼光君) いやいや、そやけね、一般質問か、一般質問か、何かで、ある程度……。

議員(4番 工藤 政由君) いや、議案であるやん。決算。

議長(田村 兼光君) 簡素化してきてください。

議員(4番 工藤 政由君) いや、決算の、決算の議案に対して質問しよるのが、それ、どこが悪いん、これ。

議長(田村 兼光君) いやいや、悪いことないよ。簡素に、明確に……。

議員(4番 工藤 政由君) いや、明確に言いよるつもりだけど。とるほうが明確にとるか、とらんかだけの話で。自分は明確に言いよるつもりですよ。明確じゃないか、明確じゃないか……。

議長(田村 兼光君) いや、わかるけどね。

議員(4番 工藤 政由君) とるほう、とる……。

議長(田村 兼光君) 簡素化に、短縮して。

議員(4番 工藤 政由君) なかなか短縮できんのよね。これ。言いたいこと、山ほどある。

議長(田村 兼光君) いや、それがきょうのこれやけ。一般質問か、何かで。

議員(4番 工藤 政由君) 一般質問も1時間やないですか、これ。一般質問1時間。

議長(田村 兼光君) そりゃ、1時間。

議員(4番 工藤 政由君) これの1時間も、どうかしとると思うんやけど。こんなこと言っても長くなってしまうけ、もう。

そういうことで、もう少し、今後予算組む際には、やっぱり、独自の椎田町しかやってないとか、何か一つ目玉たるもの。(発言する者あり)築上町。築上町の、築上町しかやってない事業とか。特徴あるもの。特徴づけた予算組みをぜひ、やってほしいというふうに希望します。もう、答弁は要らん。

次は、この蔵内邸の購入予算が決算に上がってますけど、これはまた所管とか言うわけ。違うんやろ。これ。これは、これに関して8,000万円で、1億給付あって、8,000万で購入してます。それで、これの管理計画等々を資料で要求してましたら、おれの思惑と違って、どれぐらいの管理経費がかかるのか。どれぐらい維持管理がかかるのかということを知りたかったんですけど、何かわけのわからん、また何か委員会つくって、愚にもつかんようなものが上がってきましたが、それじゃなくて、どれぐらいの、年間の管理経費がどれぐらいかかるのかというような試算を出したものを、きょうの朝、今もらって、今見よんやけど。それに基づいて質問しますが、これはちょっと待って。ちょっと、ざっと見た感じ、年間の経費が1億5,000万……(「局長。ちゃんと、新たに議員になられた方に……」と呼ぶ者あり)いや、おれがしゃべりよるんじゃ、議長。(「議事進行上」と呼ぶ者あり)議長。おれの質問時間やないの。

議長(田村 兼光君) ちょっと、待って。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) はい。

議長(田村 兼光君) わからんことないよ。わからんことないけどね、やっぱ、議事進行上、民主主義の世の中に個人の意見をするのが民主主義やけれども、議会のルールとしまして、質疑は簡素化にして、急所急所だけ言うてもらって。(「議長、説明不足やから、こういう質疑になる」と呼ぶ者あり)吉元議員、はい。

議員(4番 工藤 政由君) いや、おれの時間やないの。

議員(7番 吉元 成一君) 議長から許可出てる。あなたが質疑していることについて、私のほうから、一応、築上町議会の議会のルールというので決め事がありますんで、そのことを、大体なれば、事務局のほうから説明するべきでしょうが、なかなかしないようですので、私のほうから少しさせていただきたいと思うんですけど。これ議長にも確認です。

議案に上がっている案件については、所管委員会以外は参考人として委員会に呼ぶことができます。違いますかね。その資料、問いたい人を呼ぶための参考人の求める権利も与えられた資料もいただいています。手続上、手続して、議会事務局通して、議長が許可すれば、例えば、総務に関係ない案件でも、この本議会の議案の中にあることについては、委員会で説明を受けることができると、こういうふうになっている。だから、その場でやるべきことであって、質疑の中で自分の所感を述べたりするんやったら、一般質問としていただきたいと思う。どうでしょうか。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。(「議案に対する質疑やろ」と呼ぶ者あり)

議員(4番 工藤 政由君) そこんとは見解の相違かしらんけど。(発言する者あり)いやいや。え。(「あなたは議員や」と呼ぶ者あり)いや、議員、議員やから。(発言する者あり)そりゃ、違ういね、わかっとる。だから、それ、私が町長のときとか、何とか、かんとかというような話も、自分の主観で話よんで、自分の意見とし

て話よんで。

議長(田村 兼光君) 工藤議員ね、わからんことないんよ。わからんことないけど、今のあなたのあれは、もう質疑の範囲を超えたところがあるんよ。それやけ、お互いに、議会はみんなの議場やから、明確に、そこはひとつルール守って。

議員(4番 工藤 政由君) はい、はい。要するに、おれの質問が長いっちゃんようなことを言いたいわけやろうけど。

議長(田村 兼光君) いや、長いのもあるけど……。

議員(4番 工藤 政由君) いや、長いんか、自分の主観を入れ過ぎというようなことを言いたいんか、何を言いたいんか、よくわからんけど。だから、議員たるもの、やっぱり自分の主観。政治ってやつは、当然、自分の意見を自分の持つて意見、意見を上げてこそその議会やないですか。だから、皆さんの見方が違ったとしても、自分の意見を、例えば、住民の意見、自分の意見は住民の意見と思って聞いてもらうのが議員の仕事であって、言うのが議員の仕事であると。それを剥奪すると議員の仕事ってのは何なんかになってしまうよ。(発言する者あり)それは一般質問的なことになるけ、今から質問します。いいですか。今から、議案に対しての質問しますけど、いいですか。

議長(田村 兼光君) もうあんた……。

議員(4番 工藤 政由君) それは、もう終わり。

議長(田村 兼光君) いいよ。(発言する者あり)

事務局長(進 克則君) 議会事務局、進です。議案質疑につきましては、自分の所感を入れるのではなく、その議案に対する質疑でございますので、自分の所感、所感というか、気持ちに関するものについては、一般質問等で行っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議員(4番 工藤 政由君) わかった、はい。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 自分の気持ちを入れず、聞きたいことだけ、端的に聞きますけど、それはそれで答えてください。

そういうことは一般質問でやらせてもらいます。いいですか。

議長(田村 兼光君) あのね、議員ね……。

議員(4番 工藤 政由君) 今から、今から言いますから、ちょっと……。

議長(田村 兼光君) ちょっと、わしの言うことも聞きないよ。みんな議員もそれぞれ町民から負託されたんじゃから、言いたいことは山ほどあるわけ。けど、それを自分の気の済むまで言うたところで、やっぱ、自分だけの議会じゃないわけよ。だから、そこもひとつ承して、議事に参加していただきたい。こういう具合に思っています。

議員(4番 工藤 政由君) わかりました。だから、今から端的に議案に対しての質疑をします。いいですか。

この蔵内邸、蔵内邸に関して、管理経費。管理経費が1億5,000万ぐらいかかるような(発言する者あり)え。(「担当委員会、うちの議会ルールをちゃんと説明してやってくださいよ」と呼ぶ者あり)いや、担当委員会ちゅってもさ。

議員(15番 武道 修司君) 議会ルールわかってないんでしょ。

議員(4番 工藤 政由君) いや、議会ルールわかってないわけないやろ。

議員(15番 武道 修司君) わかってないんでしょ。

議員(4番 工藤 政由君) わかってないわけないよ。

議員(15番 武道 修司君) 担当委員会で、委員会でやるべきでしょう。ここでやるべきじゃないんですよ。どうしても議事録残さんやいけんちゅうんやったら別やけど。

議員(4番 工藤 政由君) どうしても議事録残してほしい。

議長(田村 兼光君) いや.....。

議員(4番 工藤 政由君) もう、いい、わかった。やめた。(発言する者あり)

議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。西畑さん。

議員(10番 西畑イツミ君) 認定1号の一般会計歳入歳出決算についてですが、ページ9ページの町税についてですが、平成21年度に続いて22年度も不納欠損に落としております。その不納欠損に落とした理由を説明してください。

それとですね、ページ111ページの7款1項3目観光費の13節の委託料に緊急雇用創出事業委託料が上がっておりますが、どのような仕事に何人雇用したのか、なぜ、不用額が117万も出ているのかをお尋ねいたします。

議長(田村 兼光君) 担当課長は。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。ページ9ページの不納欠損について説明します。

まず1点が、地方税法18条の1項の規定によるものです。第2点が地方税法第15条の7第4項の規定によるものです。

続きまして、第3点が、地方税法第15条の7第5項の規定によるものでございます。(「中身説明」と呼ぶ者あり)

中身としまして、第18条の1項が地方公共団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定期限内の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅するものです。

第15条の7の4項、第1項の規定により滞納処分の執行停止をした地方公共団体の徴収金の納付に、または納付する義務はその執行の停止が3年間継続したときは消滅する。

第15条の7の第5項、第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金の限定承認にかかわるものであるとき、その他、地方公共団体の徴収金を徴収することができな

いことが明らかにあるときは、地方公共団体の長は前項の規定にかかわらず、その地方公共団体の徴収金を納付し、または納付する義務を直ちに消滅させることができる。

金額といたしまして、不納欠損の住民税の額は394万4,219円。住民税のこれが特別徴収の分が1万712円。固定資産税の不納欠損が654万6,420円、軽自動車不納欠損が104万1,160円、国民健康保険税の不納欠損が2,259万4,163円、合計が3,413万6,674円です。

以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。ほかにございませんか。

議員(10番 西畑イツミ君) いや、もう1点の。

議長(田村 兼光君) はい。

議員(10番 西畑イツミ君) 111ページの回答もらってない。雇用促進。緊急雇用促進。

議長(田村 兼光君) 久保課長。

商工課長(久保 和明君) 商工課の久保です。111ページの7款1項3目の13委託料の緊急雇用創出事業委託料183万3,300円。これにつきましては、緊急雇用の関係で、景観文化、歴史の一体化による魅力的まちづくり事業という中で県の事業がありまして、その中で新規雇用を3人雇用しております。そして町内の文化財、史跡案内板との設置の状況調査を行っております。それと、既存の写真データの整理とホームページ構築の基本データの作成をしております。この不用額の117万1,399円ですが、この事業の内容の中で雇用する人数等の減がございましたので、その分で雇用の費用として減額となっております。

以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 不用額は、雇用する方の人数が少なかったから、この不用額が出たというふう

に理解してよろしいんでしょうか。

議長(田村 兼光君) 久保課長。

商工課長(久保 和明君) 商工課、久保です。それで受け取ってもらって結構だと思います。

議員(10番 西畑イツミ君) はい、わかりました。

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

議員(4番 工藤 政由君) はい、議長。

議長(田村 兼光君) もう、あんた……。

議員(4番 工藤 政由君) いや、もう1回、もう1回だけ。

議長(田村 兼光君) 終わったんやろ。

議員(4番 工藤 政由君) いや、終わってない、終わってない。ちょっと、もう1回だけ。

議長(田村 兼光君) もう、あんた……。

議員(4番 工藤 政由君) 済みません、議長。ちょっと言わせてもらいたいけど、さっきね、所管の委員会

って言ったけど、蔵内邸の運営予算書は企画から上がってきたんですよ。だけ、管理は教育委員会かもしれないけど、運営に関しては総務やないの。違うんですか。

議長(田村 兼光君) はい、町長。

町長(新川 久三君) 基本的には企画が企画をして、あと、教育委員会の社会教育のほうで担当していくという形になりますんでですね。今のところ、蔵内邸というのは、まだ実際、幾ら管理運営費がかかるとか、そういうものは定まっておられませんし、私が前の議員さんには、町費は500万程度は必要になってくるであろうと。通常の管理ですね。あと、施設の整備をすれば、その分はまた、経常的な管理は500万ぐらいで僕はやりたいと、このようなことで説明をしておるところでございます。

議長(田村 兼光君) はい。

議員(4番 工藤 政由君) いや、そうじゃなくて、そうじゃなくて、管理は教育委員会で、運営に関しては商工何とかとか言うて、違うの。じゃあ、これは何で企画から上がってきた、この数字は。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 検討委員会の一応資料がないかということで、資料要求がございましたんで、検討委員会で、この検討をしておりますということで、これに基づいて、あとは肉づけを教育委員会等々でやっていくということにしておるところでございます。

議員(4番 工藤 政由君) 3回まで。

議長(田村 兼光君) うん。

議員(4番 工藤 政由君) これについちゃ、何回聞いても、教育委員会のほうじゃ、ここ出てきますけど、使用料一千何ぼ、手数料はとか、何とかで、合計が1,500万。1,500万の歳入があって、歳出が1,500万というような数字がここに出てますけど、これ何の数字なんですか。もう、これでいいです。最後にするけ、どこがつくって、何を基準にこんな数字をどうやって出したのか。

議長(田村 兼光君) 町長。(発言する者あり)

町長(新川 久三君) 工藤議員、この決算書は1億円を寄附してもらって、8,000万で蔵内邸を買いましたと。ね。そして2,000万は基金にためましたというのが、この決算書の中身です。あとは今後の問題ですので、ちょっと答弁を差し控えさせてもらいたい。

それから、先ほど工藤議員のですね、起債の関係で18%とかが言っておって、非常に心外なことを言っても、今は起債は16%、14%台で推移しておりますんでですね。そこんところはちょっと理解していないんじゃないかなと思うんで、そういう形で、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第1号は、厚生文教、産業建設、総務、それぞれの常任委員会に付託します。

#### 日程第7. 認定第2号

議長(田村 兼光君) 日程第7、認定第2号平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第2号は、厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第8. 認定第3号

議長(田村 兼光君) 日程第8、認定第3号平成22年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第3号は、厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第9. 認定第4号

議長(田村 兼光君) 日程第9、認定第4号平成22年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。西口議員。

議員(16番 西口 周治君) これは毎年負の遺産として残されてやってきておりますけれども、滞納繰越分の元利収入がゼロなんですよね。収入が、これは借り得というふうに、破産して終わったよというふうな人たちもおりますし、それにしても、これは町民のお金なんですよね。これを借り得というふうなところでは、私は許しちゃいけないと思っておりますけれども、この徴収方法をどのように、今、やってるのかっていうのを聞かせてください。

議長(田村 兼光君) 久保課長。

商工課長(久保 和明君) 商工課、久保です。例年、年間分の償還の納付書を、現在3名おられますが、3名の方に通知して納付してもらおうようにお願いしてるという形でやっております。

以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。西口議員。

議員(16番 西口 周治君) そりゃ、紙送って、金くださいよって言ったって、無理だと思うんですよね。やはり、面接をするなり、呼び出すなり、当時の最高権者もおりますので、その人たちの力を借りたらどうなんで

すか。

議長(田村 兼光君) 久保課長。

商工課長(久保 和明君) 商工課、久保です。借入するときの保証人等をですね、そういった方にも面会して、償還金については返していただくように、面接をしながら、回収しております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 最後なんですけど、現年分も滞ってきているんですよ。だから、決して、借りて、払わんで、得たぞというふうなところにはさせないように、ぜひともお願いしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) その件で、1名の方は、保証人が、これは均等に払ってもらっております。もう1名は、過去の例ですね、100万円だけ保証人が払って、あと保証人が払ってないということで、保証人にこれ催促して払ってもらうようにしますし、あと1名が、ここに不在ですね、そして保証人とも、ちょっと経済的にはどうしても無理という形になっておる。このところが非常に無理だと。もう1件は全部が借り主も保証人もいゆる自己破産した経過がございますんで、これがちょっとですね、取りづらい形ができておりますけど、調定はまだ落としていないと、こういう状況でございます。

議長(田村 兼光君) いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第4号は、産業建設常任委員会に付託します。

#### 日程第10. 認定第5号

議長(田村 兼光君) 日程第10、認定第5号平成22年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第5号は、厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第11. 認定第6号

議長(田村 兼光君) 日程第11、認定第6号平成22年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありますか。工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) これも先ほどの一般会計の決算と一緒にです。不納欠損。収入未済額が非常に多い。国民健康保険税が非常に高いという意見をよく聞きます。高いから払えない。払わないから上がるみたいな、そういう堂々めぐりのなところがあると思うんですが、これを下げる方策というのを、どのように取り組んできたのかだけを聞きたいと思います。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 国民健康保険という、これはもう本当に低所得者が多くございます。そして、また、社会保険をやめた方がですね、会社をやめて、次の年に課税、前年の所得によって課税、制度的な形でも、なかなか、ちょっと払いづらい面がございますけれども、これはもう法律で決められてるし、いたし方ない。そういう形の中で、基本的には、税のときと同じように、これは国保税ですけどですね。他の税と同じように、誠意をもって、ちゃんと分納するとか。そういう形の中で、基本的には現年度、これは全部納めてもらうような努力はするように。そして過年度については、時効にならないようにと、こういう指導をしながらですね。やっぱり、納税の意識の問題も実際ございます。実際。国保という形の中で、なかなか、やっぱり、生活に追われて、税まで行きつかないという家庭もございましてですけどですね。これはこれで、他の救済措置等で、いわゆる生保という形の中で、3年間は、この分は一応執行停止にします。そして3年過ぎた分は、もうこれは執行停止から、これを不納欠損に持っていくという、これはもう法律で、こうなさいという形で決められておりますんですね、これはもうやむを得ないと。しかし、滞納とか、そういうものがあって、決して、国民健康保険が高くなっておる……、少しはありますけど、やはり、基本では医療費をたくさん使うと。これはやっぱり、本町にとっては、やっぱり、非常に他の町村にして比べれば、給付が多いというのが現実でございますんで、あとはやっぱり健康対策。そして、不要不急の医者にはかからないと。こういうことを心がけていくような、やっぱり、キャンペーンも必要だろうと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) いいですか。工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 最後に町長が言ったとおりだと思っております。不納欠損をしないように、法律の範囲内でやってると思うんですが、そうじゃなくて、今言う、給付をしない、医者にかからない方法、方策を何かしてきたかということなんですね。毎年こういう金額が上がってきてます。昨年もそうですし。ですから、どういう対策というか、どういう取り組みをしてきたけども、こうだったという、その取り組みを教えてください、聞きたい。

議長(田村 兼光君) 住民課長、平塚君。

住民課長(平塚 晴夫君) 医療費を削減するというのが一番税を下げるというような効果があり得るかと思っております。これはですね、特に20年度から特定健診、保健指導が保険者に義務づけられております。それで受診率の向上に努めると。そして将来的に医療費が高くなることを抑えるという方法が肝要かと思っております。

それと、また、ジェネリック医薬品ですかね。その利用促進につきましても、今後、やっていかなければい

けないと考えております。

それと、先ほど町長が申しましたように、ふれあい健康サロン等の健康増進事業の推進と、食育等の推進啓発ということが実施されれば、医療費が下がっていくのではないかというふうに考えております。

以上です。(「実行してると。考えてるじゃないで、実行してると」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 今、ふれあいサロン等々をやって、そういう削減に努めていると。病院に行くなという話じゃありません。元気なのに病院を渡って歩いていうか、はしごをしたりというような話も聞きますので。前回、昨年までも、そういう取り組みをしてきたけど、余り効果というのがどうだったのかなど。この金額を見てですね。決算の報告を見ると。まだまだ足りないんじゃないか、まだまだやるべきことがあるんじゃないかっていうことです。ですから、そこは、5年後、10年後を見てですね、そういう多少お金がかかってもいいから、そういう人たちが集まれる施設とか、触れ合える施設みたいなのを考えるべきなのかなとも思うし、そういうことをしっかり今年度考えて、来年は、また、こういう決算書の数字が少しでも下がるように努力していただきたい。

以上です。

議長(田村 兼光君) いい。(「いや、もう、一応、答弁は終わったんやろ」と呼ぶ者あり)うん。(「あとは要望」と呼ぶ者あり)いや。ほかにございませんか。質疑は。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) じゃあ、質疑を打ち切ります。

ただいま議題となっています認定第6号は、厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第12. 認定第7号

議長(田村 兼光君) 日程第12、認定第7号平成22年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第7号は、厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第13. 認定第8号

議長(田村 兼光君) 日程第13、認定第8号平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第8号は、厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第14.認定第9号

議長(田村 兼光君) 日程第14、認定第9号平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第9号は、厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第15.認定第10号

議長(田村 兼光君) 日程第15、認定第10号平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第10号は、厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第16.認定第11号

議長(田村 兼光君) 日程第16、認定第11号平成22年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第11号は、厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第17.認定第12号

議長(田村 兼光君) 日程第17、認定第12号平成22年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第12号は、厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第18. 認定第13号

議長(田村 兼光君) 日程第18、認定第13号平成22年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第13号は、厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第19. 議案第75号

議長(田村 兼光君) 日程第19、議案第75号築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第75号は、産業建設常任委員会に付託します。

#### 日程第20. 議案第76号

議長(田村 兼光君) 日程第20、議案第76号訴訟事件の和解についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございますか。武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 和解内容について質問したいと思います。

和解条件の中に、言葉として、口で行くとですね、「未使用の物については、使用することを許可する」とかですね、いろんなこういう言葉があるんですが、今現在、使っている、実際使ったですね、その写真等、今、使っていないけど、過去使って、この訴訟になった、その分に関しては、今後、使えるという、私は中身かなというふうに思ってる。その権利を一切こちらが完全に、築上町がですね、権利がもらえてしまうという内容なのか。ちょっと言葉で行くと、何か、ちょっと微妙な感じで、わかりにくいところがあるんで。完全に許可を、早く言えば買うと。その写真を完全に許可も含めて、全部買うんだということなのか。それとも今までの分に関しての違約金的なものが主になっているのかをお聞きしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 議員のおっしゃるとおりですね、今までの分も入っておりますし、今後は、一応、原告の写した写真は当町が使っても異存はないというようなことで、この和解の条件の中に入れておると、こういうことでございます。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) これは総務でいいんですよね。担当委員会は、違うんですかね。(発言する者あり)総務。商工観光。担当委員会じゃないんですよね。ですね、はい。

今、言われた言葉なんですよ。全部いいよと。それは言葉で言ったら、わかりやすいですけどね。この和解条件の中で、それがどういうふうな言葉で、それが使用されているのか。この和解条件のですね、口とか、八とか、いろいろとあるんですけどね。この中の、ちょっと、ここがすごい微妙な感じの言葉、法律的に弁護士等が使う言葉ちゅうのは微妙な感じの言葉の使い方よくされるんで。この口と八の中に、全部使っていいよと、これから、そういうようなものはないんだよというものの言葉なのか。ちょっと、そこがですね、ちょっとわかりにくい部分があるので、再度、確認をしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 今まで無断しちょっともの以外に、彼が写した写真がございます。そして町のいろんな、書物に載せたものがございますが、それも使っていいというふうなことで御理解を願いたいと思います。口の項目は、だから、全案件、彼が写した旧築城町に関する物は全部いいんだというふうなことで御理解願いたいと思います。

議長(田村 兼光君) いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第76号は、産業建設常任委員会に付託します。

#### 日程第21. 議案第77号

議長(田村 兼光君) 日程第21、議案第77号町道路線の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第77号は、産業建設常任委員会に付託します。

#### 日程第22. 発議第7号

議長(田村 兼光君) 日程第22、発議7号築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定につい

てを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発議7号は、厚生文教、産業建設、総務、それぞれの常任委員会に付託します。

### 日程第23. 議案第80号

議長(田村 兼光君) ここで、追加議案です。日程第23、議案第80号平成23年度築上町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第80号平成23年度築上町一般会計補正予算(第4号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度築上町一般会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。平成23年9月7日、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第80号は平成23年度築上町一般会計補正予算(第4号)についてでございます。

冒頭、ちょっと、お断りを申します。本来なら、さきの3号に間に合っておればよかったんですけども、これが3号に間に合わなかったということで、急遽、追加で補正をさせていただいております。

既定の歳入歳出予算の総額101億2,810万円に310万円を追加いたしまして、101億3,120万円と予算総額を定めるものでございます。

主な補正の理由は、子ども手当の法改正がございまして、これをシステム改修するのに310万円要ということでございますし、財源は前年度の繰越金を渡していただくと、こういうことで提案をさせていただいております。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第80号は、厚生文教、産業建設、総務、それぞれの常任委員会に付託します。

これで議案質疑及び委員会付託を終了します。

なお、議案に対する資料要求があれば、事務局に所定の様式で申し出てください。

以上で本日の日程は(「議長」と呼ぶ者あり)はい。

議員(9番 塩田 文男君) 終わる前でよろしいですかね。ちょっと、どうしても気になってですね。この場で一言。

きょう質疑の日で、先ほどの質疑の件で、質疑は一般質問みたいにならないように、簡潔に、その質疑に対して質問をしるということで、私は今まで、私も以前、そういう変な形で一般質問的になったことも過去ありますんで、よく覚えておるんですけども。なるべく所管は所管の委員会で、議事録残す以外の判断するときには、そういう形の質問の仕方をするようにという形なんです。きょう局長が主観と気持ちを言うなと言いました。それで、主観と気持ちを言うなというのは、一般質問のような質問形式、また、議案から外れてはいけないという形、気持ちと主観を言うなということは初めて聞いたんで、本当にそんなことがあったか、どうか。局長、その辺、あなたに訂正してほしいのとですね。厳密に言えば、この辺どう思いますかというの、これ気持ちですよ。きょう、町長も、例えば、答弁で、こういうふうを考えてますと。これも気持ちになる。主観と気持ちを言うなというのが質疑やったら、質問の仕方がないんですよ。その辺、局長、どこで決まったですか。それを、みんなの意識をちょっとしかんと、主観と気持ちを言わない質問ができるのかというのがちょっと不安だったんで、一言言っておきます。

議長(田村 兼光君) はい。

事務局長(進 克則君) 言葉のちょっと表現があやふやだったかもわかりませんが、まず質疑につきましては、まず議案に対する質疑でございますので、この予算が、これだけのものが上がっているが、これに対して、どういう、どう言いますかね、上がると。それに対する単なる質疑でありまして、ここはこうだから、こういう形で使ったほうがいいんじゃないとか。そういう議員さんそれぞれの思いと言いますか、そういう考えについては、この議案質疑の中ではしないということでありまして、一般質問等において、自分の思いを町執行部のほうにいただいて、改善していただきたいと思います。思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) はい。

議員(2番 宮下 久雄君) 局長、言ったのはね、シュカンというのは、主管項目ちゅう言い方したんじゃないん。主管項目、それを今、塩田議員はきいている。

議員(9番 塩田 文男君) 議長、いいですか。

議長(田村 兼光君) いいよ。

議員(9番 塩田 文男君) 聞き間違えたんなら、申しわけないんですけど、私が聞いてたのは、主観と気持ちは述べないで、質疑に対しての質問をするようにという形に聞こえた。だから、これ非常に難しいんですよ。主観と気持ちを言うのは、ただ、一般質問に思われるのは、議案から外れたような質問をするなといえば、非常に難しいです。みんなが大体その辺のルールわかってきて、やっていることなんですけども、例えば、そ

のときに吉元議員が言われました。資料とかいろんな、新しく入られた議員に説明したのかとか、いろんな問題あります。今の感覚では、した上に、こういうことになるのか。してもなくて、してなかったのか。そこで、私は何が言いたいかと言いますと、自分の気持ちや主観を述べるなど。質疑、これっっちゃうだけで述べるなどというんやったら、質問のしようがないです。この件はなんですかと。これは気持ちなんですよ。(発言する者あり)いやいや、だから、それを本会議で主観と気持ちをちゅう言われたら、残るんで。そこははっきりしとかんとですね。そこんところは、議案質疑の日に議案から外れない、一般質問のようなことをなるべくという、そういう形で来たと思うんですよ。

議員(7番 吉元 成一君) その点については、申し合わせ事項で合併したときに、いろんな両町の議会のルール食い違いがありました。それで、その中で、やっぱり議案に対する質疑だったら、議案のこの点については、例えばわかってないと、教えてくださいと。極端な言い方したらよ。例えば、これは何に使うんかとか、その程度でとどめてくれという。それをね、これをこうするとおかしいやないかとか、これについてはどう思うかとかいうような……。

議員(9番 塩田 文男君) ヘ理屈かもしれんけど、それも気持ちなんよ。

議員(7番 吉元 成一君) それを言うたら。それと、もう一つは、議長がだめと言ったら、終わりよ。

議員(9番 塩田 文男君) そりゃ、そうです。

議員(7番 吉元 成一君) そうでしょう。議長。結論から言ったらそうなんです。

議長(田村 兼光君) わかっとる。

議員(7番 吉元 成一君) あんまり理不尽な打ち切り方したらいけませんけどね。だけど、主観を入れるなどかいうことが、突っ込んだ話については、例えば、所管の委員会やなかったら、ルールとして、所定の手続きを、僕が先ほど言ったように事務局連絡してもらったら、対象者を所管外の委員会に出す、呼べるわけでしょう。そこで時間の持ち時間1日あるわけですから、予備日もあるわけですから、納得するまでのことで、私はこう思うんですけどということは詰めても、僕はあんまり、結論は違って、考え方は違う人もおる。並行しても、それぐらいのことはその委員会で委員長さんが、ほかの委員さんが、いや、それについては、何か、それ以上の話やったら、ある程度、詰めた話も、自分の考え方も出てもいいんだと思うんですけど、これは、この議案第1号について、その議案の中に入っている、この案件については、ここは、私は、これ何の意味かわからないんですけど、これどこの集会所に使うんですか、どこの池に使うんですかという程度におさめていただければね、ちゅうルールで取り決めをしたんでしょ。質疑については、この程度でおさめてくださいと。だれもかれも言いよったら、みんな言いたいこと言ったら、これは一つの議案で何時間かかるかわからん。そやけ、塩田君も、もう議場ですから。主観がどうのこうのって、( )言うようなことじゃない。そんな乱暴な言い方してるわけじゃないんですよ。ただ、そういったことについては、例えば、この議案については、自分のところの所管の委員会でいいけど、十分な審議ができないとか、今回はこの議案書の中に載っとるから、委員会の中に参考人を呼べるわけですから、資料の提出してもらえるわけですから、そこでやっていただきたいと

というのが、議会の議運等に諮って決めたことなんですよ。違いますかね。あと、この議案書の中に載ってない分について、町政一般については、一般質問1時間時間がありますんで、やってくださいと。皆さんが理解をすれば、こんな話にならないと。

議長(田村 兼光君) 工藤君。

議員(4番 工藤 政由君) 当然、議場に入れば、この議場議会が始まれば、最高権限者は議長です。だから、議長の判断で、自分が、議長が、僕は先ほど言ったようなことが自分の主観を述べるなど議長が判断したら、そこでストップで、それで終わりなんです。だから、事務局長が何のかんの言う権限はさらさらなし、全く意見を言うな、気持ちを言うな、そんな権限は事務局長には全くない、議長の権限だけなんです。だから、議長がどう判断するかですよ。だから、そこ一つにかかっていますから、じゃあ、ここはどうなっとんか、この池の改修はどこをするんかと。例えば、池の改修どこにするんかと。ここにします、交付するから、ここにブロックを張りたいと思います、ただ、それだけの質問だったら、じゃあ、何のために、だれのために、どういう利益を生むために、それをやるのか。それをやった効果はどうなのか。それは聞くのが当たり前やないですか、それ。これを、この事業をやって、人がどう動くのか。いや、おれはそういうふうに動かんと思うと。あんたは、そういうふうに動く人の、そういう動きがあると思うけど、私はそういうふうに思わんと。そこで、意見の相違があって、それが議論になってこそその初めての議会であり、政治であるんですよ。だから、それを言っちゃあいけんとかいったら、議員になった意味も何もなし。だから、その判断は議長なんです。

議長(田村 兼光君) いや、わかった。

議員(4番 工藤 政由君) そういうことです。

議長(田村 兼光君) 私も議長を素人ながら、法律的なことはわからんけど、大体、道義的には頭の中に入っちゃうはずよ。じゃけ、あんたたちの言いよることも、大体どの程度が、判断、頭の中ですておられます。けど、初めてでもあるし、それで、いろんなこと押さえていきよります。だから、事務局長が、私がふなれじゃから、助け船を出したのは、それはすべて私の責任です。(「議長」と呼ぶ者あり)あのね、私もね、ばかでも、やっぱ、議長に座らせてもらってるんだから、ある程度のことは考えておられます。民主主義の世の中だから、議長は公平にやらないかん。だから、議場は自分個人のものじゃございません。だから、ある程度のことを言ってもらったら、そこそこ抑えてもらってやね、やっぱ、いろんなことも考えて、これから取り組んでもらいたい。吉元君。

議員(7番 吉元 成一君) ルールを言うんやったらですね、今、ここで、この話し合いをすることは道義じゃないです。ルールを言うんやったら、この形を変えてほしいという希望があれば、議員さんが議長を通じて、議運等開いて、議運の中で決定して、その方向づけをすれば、皆さん、それ守らなくちゃならないんですよね。

それと、もう一つは、議長が、僕が言いました( )、しかし、そのことが( )やったら、僕は議員として、もし、僕が言われたら、それに対抗するだけの措置をとります。みんなそれをすればいいわけでしょう。みんな

議員として、当たり前権利を束縛するって、それが理不尽だと思えば、ちゃんと、その場、その事項によつての議員としての立場を守るだけのことを自分でやればいいわけですから。主張もすればいいわけですから。それが理不尽と思ったときは、やっぱり、皆さんに相談して、こういうところは変えたほうがいいんじゃないかという意見を出していただければよろしい。どうですか。

議長(田村 兼光君) これは、色々、地方自治法、ルールがありますから、皆さん、やっぱり、議員はみんな町民から付託された立派な議員さんのじょうですから、ルールにのっとって、これからの議事進行には御協力を議長からお願い申し上げます。(発言する者あり)だからね、みんな町民のためにやりよるんだから、自分個人の議会じゃございませんので、今後ともひとつ、その旨をわきまえて、よろしくお願いします。(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで散会します。御苦労さんでした。

午前11時30分散会